

流木の無料配布を行います

【配布期間】

令和元年8月1日～令和元年9月30日

【配布箇所】

天塩郡幌延町字上幌延

(幌延河川水防ヘリポート)

【注意事項】

- ・配布流木は先着とさせていただきます、なくなり次第終了とさせていただきます。
- ・流木は180cm程度に切りそろえています。
- ・利用については私的利用のみとさせていただきます。
- ・車上への積み込み作業等の安全確保については自己責任でお願いいたします。

お問い合わせ先：

留萌開発建設部 幌延河川事務所
河川課 工務係 溝口
電話：01632-5-1231 (内線25)

食中毒予防対策について

これから気温が上がり、食中毒が発生しやすい季節を迎えます。大切な家族を守るためにも、以下の点に注意して食中毒を予防しましょう。

- (1)食事、調理の前には、手指をせっけんで洗いましょう。また、子どもには給食を食べる前に手指を洗うように教えましょう。
- (2)包丁、まな板、布巾などは流水でよく洗い、塩素剤等で消毒しましょう。
- (3)調理するときは十分に加熱し、調理後はできるだけ早く食べましょう。また、調理後に食品を保存するときは、できるだけ早く冷蔵庫に入れましょう。
- (4)井戸水、受水槽を使用している場合には衛生管理に留意し、なるべく加熱してから飲むようにしましょう。
- (5)汚染された食品から他の食品への汚染を防ぐため、包丁・まな板は肉・魚・野菜で分け、それぞれラップで密封して冷蔵庫に保存しましょう。
- (6)嘔吐、下痢等の症状がある場合には、直ちにかかりつけの病院を受診してください。



お問い合わせ先：稚内保健所 保健行政室
生活衛生課 食品保健係 電話：0162-33-2545

7月は“社会を明るくする運動”の強調月間です

本運動推進に向けた内閣総理大臣のメッセージをご紹介します。

第69回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

の推進に当たってのお願い

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、あやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行からの立ち直りに取り組む人たちを再び地域に受け入れ、地域の中で適切な「仕事」や「居場所」を確保することなどにより、責任ある社会の一員となるよう支え、誰もが「RE：スタート」できる社会を構築することが重要です。

こうした更生保護の取組には長い歴史があり、本年、更生保護制度が施行されて70周年を迎えます。再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定された「再犯防止推進計画」を更に着実に実施し、再犯防止に向けた取組を強力に推進するためには、更生保護の諸活動を一層充実させることが重要です。

国民の皆様には、“社会を明るくする運動”と再犯防止に向けた取組の社会的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福(しあわせ)の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々へ御参加いただきますよう御協力をお願いします。

お問い合わせ先：社会を明るくする運動幌延町実行委員会 (幌延町役場 住民生活課 生活環境グループ)
電話：5-1115 告知端末機：5-8812